

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）手続きについて

長野労働局長登録教習機関
日本技能教習所有限公司

記

- 1 助成金の支給となる機関 長野労働局
- 2 対象となる建設事業主
 - ① 資本金が 3 億円以下または、常用労働者が 300 人以下の事業主
 - ② 雇用保険に加入し料率が 1000 分の 12.5 の事業主
 - ③ 雇用する労働者に技能講習を受講させ、その期間賃金を支払っていること。
 - ④ 受講者が雇用保険の被保険者であること。

3 支給内容

経費助成

- ① 雇用保険被保険者数 20 人以下の中小建設事業主
支給対象費用の 3/4
- ② 雇用保険被保険者数 21 以上の中小建設事業主
 - 35 歳未満 支給対象費用の 7/10
 - 35 歳以上 支給対象費用の 9/20

賃金助成

- ① 20 人以下の中小建設事業主 1 日当たり日額 7,600 円
- ② 21 人以上の中小建設事業主 1 日当たり日額 6,650 円
受講日数を乗じた額

警察

手続き方法

受講申込書の下段に助成金に関する項目がありますので、記入して提出して下さい。

1 講習前に事業主と当教習所との間で

- ① 技能実習委託契約書の締結 2 通
相互契約ですので、2 部作成し 1 部は受講者に持参させてください。

- ③ 受講料請求書の送付

- ④ 請求書により銀行振込みでお願いいたします。

2 助成金請求書について

講習が終了後 用紙を送ります。2ヶ月以内に提出いただきますが、添付書類については、その時に解るようにしてお送りします。
書類を揃えて提出いただければ、当方で一括手続きをいたします。

該当する技能講習

玉掛け技能講習
車両系建設機械運転技能講習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習
高所作業車運転技能講習

該当する特別教育

小型車両系建設機械運転業務
高所作業車運転業務

建設業でも雇用保険料率 1000/12.5 の事業主しか対象になりませんので、ご確認ください。

委託契約書は相互契約書ですので会社と日本技能教習所と1部づつ必要です
当社分を講習日に受講生に持参させてください。